

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：伊勢崎市水道事業会計

事業名	末端給水事業(水道事業)		
事業開始年月日	昭和29.11.1	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	伊勢崎市	職員数(H22.4.1現在)	45
構成団体名	-		
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	80(20年度)	財政力指数	0.890(21年度)
資金不足比率(健全化法)(%)	(年度)	財政力指数(臨財債振替前)	なし(年度)
経常収支比率(%)	94.0%(20年度)	実質公債費比率(%)	9.1%(21年度)
		将来負担比率(%)	94.6%(20年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年1月1日 合併前市町村：伊勢崎市、赤堀町、東村、境町]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	伊勢崎市水道事業会計経営健全化計画
計画期間	平成22～26年(5ヵ年間)
計画策定責任者	伊勢崎市長 五十嵐 清 隆
既存計画との関係	伊勢崎市集中改革プラン(平成22年～26年)に基づいて作成
公表の方法等	広報紙、ホームページ等への掲載、議会説明予定
基本方針	事業の内容を見直すことによって業務をより効率的にし、それにより人件費や維持管理費等の削減可能な経費を見つけ経営改善に努める。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	103,136.1			103,136.1
	補償金免除額	19,616.2			19,616.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	2,355.8	10,444.4		12,800.2

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	水道事業	103,136.1			103,136.1
合 計 (A)		103,136.1			103,136.1
※上記のうち (一般会計負担分 再掲)					
合 計 (B)		0			0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		103,136.1			103,136.1

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (一般会計負担分 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	水道事業	2,355.8	10,444.4		12,800.2
合 計 (A)		2,355.8	10,444.4		12,800.2
※上記のうち (一般会計負担分 再掲)					
合 計 (B)		0	0		0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		2,355.8	10,444.4		12,800.2

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																		
財務上の特徴	<p>平成17年1月1日に4市町村の合併により、人口20万人の新「伊勢崎市」が誕生し、平成19年4月1日には特例市に移行しました。人口は合併時と比較すると3,000人以上増加しており、早急な社会基盤の整備が求められており、総合計画に基づき事業を推進しております。</p> <p>水道事業においては、施設の老朽化が進行し更新時期を迎え、事業を推進するために、多額の経費が必要となっておりますが、収入においては、給水量・料金収入が減少傾向にあります。</p> <p>また支出においては、県央第二水道からの受水費の割合が約3割を占めるなど、厳しい経営状況となっております。</p>																		
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 633 608 689">課題 ①</td> <td data-bbox="608 633 1450 689">料金収入の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 689 1450 801">給水量が年々減少しているため、現段階では料金収入の増加は見込めない状況です。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 801 608 857">課題 ②</td> <td data-bbox="608 801 1450 857">経費削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 857 1450 1025">県央第二水道からの受水量に伴う受水費が営業費用の3分の1近く占めるようになりました。今後も県からの受水量を増加させる予定であるため運転業務等の民間委託を導入するなどして、人件費や維持管理費等の経費削減に努める必要があります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1025 608 1081">課題 ③</td> <td data-bbox="608 1025 1450 1081">公債費の健全化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 1081 1450 1193">企業債残高は減少傾向にありますが、建設改良事業に伴う企業債発行額の増加が今後予想されるため事業の適切な選択により、企業債発行の抑制に努める必要があります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1193 608 1249">課題 ④</td> <td data-bbox="608 1193 1450 1249">不納欠損額の減少</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 1249 1450 1361">転居先不明や企業の倒産に伴う不納欠損となる金額は、年々減少させることができているますが、より一層の削減努力が必要です。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1361 608 1417">課題 ⑤</td> <td data-bbox="608 1361 1450 1417"></td> </tr> </table>	課題 ①	料金収入の確保	給水量が年々減少しているため、現段階では料金収入の増加は見込めない状況です。		課題 ②	経費削減	県央第二水道からの受水量に伴う受水費が営業費用の3分の1近く占めるようになりました。今後も県からの受水量を増加させる予定であるため運転業務等の民間委託を導入するなどして、人件費や維持管理費等の経費削減に努める必要があります。		課題 ③	公債費の健全化	企業債残高は減少傾向にありますが、建設改良事業に伴う企業債発行額の増加が今後予想されるため事業の適切な選択により、企業債発行の抑制に努める必要があります。		課題 ④	不納欠損額の減少	転居先不明や企業の倒産に伴う不納欠損となる金額は、年々減少させることができているますが、より一層の削減努力が必要です。		課題 ⑤	
課題 ①	料金収入の確保																		
給水量が年々減少しているため、現段階では料金収入の増加は見込めない状況です。																			
課題 ②	経費削減																		
県央第二水道からの受水量に伴う受水費が営業費用の3分の1近く占めるようになりました。今後も県からの受水量を増加させる予定であるため運転業務等の民間委託を導入するなどして、人件費や維持管理費等の経費削減に努める必要があります。																			
課題 ③	公債費の健全化																		
企業債残高は減少傾向にありますが、建設改良事業に伴う企業債発行額の増加が今後予想されるため事業の適切な選択により、企業債発行の抑制に努める必要があります。																			
課題 ④	不納欠損額の減少																		
転居先不明や企業の倒産に伴う不納欠損となる金額は、年々減少させることができているますが、より一層の削減努力が必要です。																			
課題 ⑤																			
留意事項																			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)						
地方財政法による資金不足の比率(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
料金回収率※ (%)	98.39	95.65	93.73	97.01	92.18	94.29	92.18	94.46	92.18	96.09	92.18	93.00	92.18			
資本費 (円又は%)	77.80	69.05	80.59	80.23	80.51	80.53	80.50	82.74	80.50	81.80	80.50	79.90	80.50	74.73	80.50	
総収支比率(法適用) (%)	105.42	103.98	101.23	104.44	100.24	100.66	102.84	100.85	102.59	88.66	102.38	103.73	102.39	100.90	102.05	
経常収支比率(法適用) (%)	106.29	104.34	101.52	104.67	99.81	100.85	103.11	101.18	102.87	103.35	102.65	103.91	102.57	101.04	102.32	
営業収支比率(法適用) (%)	114.65	110.69	107.45	110.80	103.94	106.20	105.86	106.39	105.66	108.26	105.47	106.39	105.27	106.95	105.08	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.33	0.50	0.51	0.53	1.01	0.57	0.54	0.63	0.54	0.63	0.54	0.70	0.54	0.73	0.54
	うち基準内繰入金 (%)	0.33	0.50	0.51	0.53	0.53	0.57	0.54	0.63	0.54	0.63	0.54	0.70	0.54	0.73	0.54
	うち基準外繰入金 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.48	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	資本的収入分 (%)	6.66	6.96	4.36	4.54	3.38	3.31	4.44	5.68	4.44	1.45	4.44	5.95	4.44	4.18	4.44
	うち基準内繰入金 (%)	2.34	3.89	3.05	2.35	2.90	3.02	4.44	4.83	4.44	1.37	4.44	3.77	4.44	1.62	4.44
うち基準外繰入金 (%)	4.32	3.07	1.31	2.19	0.48	0.29	0.00	0.85	0.00	0.08	0.00	2.18	0.00	2.56		

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率(%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率(%)＝総収益／総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率(%)＝経常収益／経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率(%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率(%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率(%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100
 - (7) 繰入金比率(%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率(%)＝供給単価※1／給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価(円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価(円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率(%)＝使用料収入※／汚水処理費※ × 100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。
 - 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
 - 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見直し策定の前提条件

条件項目	収支見直し策定に当たったの考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	伊勢崎市水道料金策定要領に基づき4年間を目安に料金の改定を計画しています。料金収入の見込みについては給水量が減少傾向にあり、今のところ大幅な給水量の増加を期待できる要因もないため、現状では増額は見込めない状況です。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計においても財政的に非常に厳しい状態であり、繰入金的大幅な増額は見込めない状況です。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資については、総合計画に基づいて経営状況を考えて、実施していく予定です。平成22年度は境下武士浄水場配水池増設工事、平成23年度・24年度は広瀬浄水場設備更新工事、平成25年度は境下武士浄水場非常用発電機設備更新工事、平成26年度は境下武士浄水場配水池増設工事(第二期)を実施しました。資産売却については、平成24年度は水道庁舎用地を群馬県に売却し、収入の確保に努めました。
4 その他収支見直し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見直しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見直し策定に当たって前提としたもの
収支見直し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		<p>第二次伊勢崎市集中改革プランにおいて、平成22年4月1日の市全職員数2428人を基準とし、5年後の平成27年4月1日95人減の2333人以下とすることを定員適正化の目標としています。</p> <p>上水道事業では、第一次伊勢崎市集中改革プランにおいて平成19年度において6名、平成20年度には4名、21年度には1名の削減を行い、平成25年度には1名の削減を行いました。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>給与構造の見直しは国に準じて平成18年4月より実施しています。地域手当の支給については、国における地域手当指定基準に基づいて支給対象としていません。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>現在、水道局には技能労務職員に相当する職種に従事する職員はいません。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>退職時特昇については、平成16年度をもって廃止しています。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<p>健康保険組合の事業主負担割合の適正化等の取組は、全国市町村共済組合連合会が中心となって行っています。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	<p>浄水場ごとに契約している警備委託など契約の一本化を行うことによる委託料の削減をし、又、業務の効率化を図ることによって職員への業務量の適正な配分を行い、それに伴い職員管理を徹底させることにより人件費削減を行います。</p> <p>老朽化した施設整備や配水管整備については、工事内容や実施時期の見直しを行うなどして、維持管理費等の経費削減と効率的な運営を行えるように努力します。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	<p>浄水場の運転管理などの業務に関して、より一層の民間委託を推進していきます。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	伊勢崎市水道料金算定要領に基づき4年間を単位として水道料金の見直しを行う予定です。水道事業の経営についてのみ考慮するのではなく、市民に対してできる限り負担を少なくするように適正な料金を設定します。資産の売却については、使用目的のない土地等の資産を積極的に売却していきたいと考えています。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		策定したものについては、広報やホームページ等に積極的に公表していく予定です。
○ 行政評価の導入		平成19年度から実施しており、今後も引き続き事務事業評価を行いながら効率的な企業運営につなげていきたいと考えています。
4 その他	③、④	公債費の健全化については、建設改良事業の選択や見直しを実施することにより企業債の発行を抑制し、又、補償金免除繰上償還の制度を利用し、公債費の軽減に努めます。 不納欠損額の縮小については、転居先不明者の追跡調査などを行い不納欠損額の縮小に努めます。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	集中改革プランにおける定員削減の取組みにおいて、平成17年から平成22年までの5年間で職員2人の削減計画だったものが、平成19年度で6人、平成20年度で4人、平成21年度で1人の減員を行うことができました。また平成25年度においても1人の減員を行うことができました。民間委託や業務の効率化などを進めることにより今後一層の人件費削減に取り組みます。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	料金適正化について、市民の負担増加を最小限にすることを考慮しながらも、給水量が減少傾向にあるため、現行の料金収入が維持できるような改訂率になるように努めます。 経費の削減に関して、浄水場ごとに行っている警備委託等の契約を一本化することによって経費を削減します。又、老朽化した施設整備や配水管整備について、工事内容や実施時期の見直しを行うなどをして維持管理費等の経費削減と効率的な運営を行えるように努力します。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出しに関しては、該当ありません。又、今後もその予定はありません。
4 その他	公債費の健全化については、建設改良事業の選択や見直しを実施することにより、企業債の発行を抑制し、又、補償金免除繰上償還の制度を利用し、公債費の軽減に努めます。 不納欠損額の縮小については、転居先不明者の追跡調査などを行い不納欠損額の縮小に努めます。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算算込)	平成22年度 (計画前年度)	平成23年度 (計画前2年度)	平成24年度 (計画前3年度)	平成25年度 (計画前4年度)	平成26年度 (計画前5年度)
給水人口 (千人)	208	209	210	211	210	210	210	210	210	210
年間除却水量 (千m ³)	26,699	26,620	26,661	26,666	25,553	25,766	25,524	25,524	25,568	24,597
公称除却能力 (m ³ /日)	130,033	130,437	103,920	104,331	102,997	102,111	101,332	98,697	106,000	106,000
1日最大給水量 (m ³ /日)	90,355	90,917	89,040	87,960	87,057	88,333	87,641	86,888	85,554	84,990
最大稼働率 (%)	89	70	85	84	85	87	86	86	81	80
運転率値 (円/m ³)	131	131	131	131	130	130	131	131	131	131
総水原価 (円/m ³)	133	137	140	135	141	138	138	136	136	141

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「経営計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。